

児童生徒のみなさんへ

令和5年度学校健康づくり啓発ポスターコンクール 学校での健康づくりの絵を描くために

公益財団法人日本学校保健会

下にある①～②のキャッチコピー（ポスターを作ったときに使う言葉）を参考に自分のイメージしやすい題材を1つ選んで絵をかくてください。（ここには示されていない自分で考えたキャッチコピーでもかまいません。）

絵をイメージしたキャッチコピーの文字は、自分の絵の中にできるだけ入れないでください。（絶対ではなく、入れてもかまいません）

【感染症から自分やほかの人の体を守ろう】

◆キャッチコピー

- ①いつでも手洗い しっかり予防
- ②咳エチケット わたしは（僕は）うつさない
- ③免疫のもとだ すいみん、食事！
- ④しっかり手洗い 食中毒を防止しよう！
- ⑤ウイルスぶっ飛ばせ！ ひらけ窓！
- ⑥無理して行かない でかけない うつさない

ウイルスなどの病原体は、口や鼻、目などの粘膜から体の中に入りこみます。ウイルスがついた手で口や鼻、目をさわると、病気になることを接触感染といいます。手洗いは、コロナやインフルエンザのウイルスだけでなく、ノロウイルスやほかの感染症の予防にもなります。風邪などをひいている人のだ液にはたくさんのウイルスが含まれていて、大声やくしゃみ、せきなどで口から飛んだつばがかかって病気になることを飛沫感染といいます。咳エチケットとは、風邪やインフルエンザなどにかかっている人が咳やくしゃみをするときにマスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることで、飛沫をほかの人にかからないようにすることです。感染している人が他の人にうつさないためには咳エチケットはとても大事です。また、日ごろからきちんとした睡眠や食事を取り、免疫力を落とさないように心がけましょう。

【スポーツや部活・クラブ活動でのけがの防止】

◆キャッチコピー

- ⑦しっかりやろう準備運動
- ⑧あぶない やらない 無理な日は

運動をするときにはしっかりと準備運動をすることがけがの予防になります。また、部活動やクラブ活動でも熱中症になりそうな暑い日には無理な運動はしないように心がけましょう。

令和5年度学校健康づくり啓発ポスターコンクール応募要領

主催／公益財団法人日本学校保健会
監修／文部科学省

1. 趣旨

学校での健康づくりは健康診断が中心で、学校保健安全法でも児童生徒等の健康の保持増進を図る保健管理の中核に位置されています。また、健康診断は、家庭での健康観察を踏まえて、学校生活に支障のある疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と、その学校での健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという二つの役割があります。このポスターコンクールは子どもたちからこのような学校での健康づくりに特化した絵を募集し、ポスター化して各学校等に配布することで、絵を通じて自らの健康に対する関心、理解を高めることを目指しています。

2. テーマ

学校での健康づくりに関する絵画 具体的でも抽象的でも可

3. 募集部門・対象

①小学生部門 ②中学生部門 ③高校生部門

対象：国公立小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒

4. 応募条件

- (1) 作品は未発表のもので、1人1点の応募です。原則として別紙「学校での健康づくりの絵を描くために」にあるキャッチコピーに合った原画を募集します。既存のキャラクターなど他に著作権のあるもの、肖像権の侵害に当たる写真等の使用は避けてください。
- (2) 規格・画材等は以下の通りです。
 - ① 原則として四つ切画用紙（縦540mm×横370mm）。
 - ② 画材は自由。コンピューターグラフィック（CG）可。（CGの場合は、A4サイズ以上）
 - ③ 縦、横どちらでも可

5. 提出方法および提出先

- (1) 絵画作品は折らず、裏に必ず作者名・学年、学校名と、絵を思いついたキャッチコピーを記入して宅配か郵送にて提出ください（応募票有り）。なお、応募作品は原則として返却いたしません。（なるべく作品は丸めないで送ってください）
- (2) 募集締切：令和5年10月31日（火）必着
- (3) 提出先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー6F
公益財団法人日本学校保健会 学校健康づくり啓発ポスター募集係

6. その他

- (1) ① 別紙「学校での健康づくりの絵を描くために」からキャッチコピーを選ぶか、自分で考え、子どもたちのイメージで描かせてください。
② キャッチコピーは絵の中に入れないことを原則としますが、キャッチコピーを絵の中に入れる場合は、自分で考えたキャッチコピーでも構いません。
③ 別紙「学校での健康づくりの絵を描くために」及び〈応募票〉は、本会のウェブサイトからダウンロードできます。別紙は、健康教育の一環としてもご活用ください。（<http://www.gakkohoken.jp/>）
- (2) 各部門のポスター採用作品は複製・印刷し、日本学校保健会のポスター等として発行、全国の学校等へ配布します。また、ウェブサイトでの公表等、本会のほかの事業で使用する場合もあります。
- (3) 各部門のポスター作品採用者には、最優秀賞として本会より表彰状と副賞（図書カード）、優秀賞各2～3名には表彰状を贈呈します。
- (4) 最優秀賞、優秀賞等最終選考まで残った作品は、会報「学校保健」及びウェブサイト等に掲載します。
- (5) 応募者全員に参加賞を贈ります。ご担当（代表）者に一括して送付しますので、送付先の学校名・担当者・住所・電話番号・応募点数・応募者名（氏名・学年）を明記した別紙を添えてご送付ください。
- (6) 採用作品を使用したポスターの著作権はすべて本会に帰属します。また、採用作品はポスター化するに当たり、作風を損なわない範囲で一部修正することがあります。

この件に関するお問合せ 公益財団法人日本学校保健会 担当：三谷・石山
電話 03-3501-0968 FAX03-3592-3898 E-mail: ishiyama@hokenkai.or.jp

【暑さに負けず、熱中症を予防しよう】

◆キャッチコピー

- ⑨運動の前や途中は水分補給 ⑩暑い日の運動 水分・塩分 しっかりとろう
 ⑪猛暑の運動 危険がいっぱい ⑫暑い日は無理せず休もう

熱中症にならないためには、水分や塩分の補給が大事です。暑い時期には運動の前や途中だけでなく、冷房のない体育館に長い時間いたり、校外学習などで外に行ったりした時でも水分はこまめにとりましょう。

また、暑い日に激しい運動をしたり、冷房のない場所で休みをとらなかつたりすると熱中症になる危険がふえます。朝から体の具合が悪かったり、少しでも具合が悪くなつたりしたら、すぐに近くにいる先生や大人に言うようにしましょう。

【望ましい生活習慣で心も体も健康に】

◆キャッチコピー

- ⑬そのねむさ、スマホのせい？ ⑭ネットの暴力をはね返す勇気！
 ⑮その書き込み、だれかの心を傷つけていない？
 ⑯書き込まない 嫌味 悪口 うそ八百
 ⑰食べたら「はみがき Ha! Ha! Ha!」
 ⑱スマホのやりすぎ、目が悪くなるよ

生活習慣とは、食事や睡眠、歯みがきのほかにも運動やテレビ、インターネットの時間などをきちんと習慣づけることをいいます。生活習慣が不規則になると病気にかかりやすくなつたり、心が不安定になつたりします。また、インターネットは使い方によって、自分が傷つけられたり、人を傷つけたりしてしまいます。

【私の健康診断、みんなの健康診断】

◆キャッチコピー

- ⑲どれだけ大きくなったかな ⑳親子で確認 健診の記録
 ㉑健康診断は 自分自身を知るチャンス ㉒私の体 歴史をつづる健康診断

学校の健康診断では、みなさんが毎日の勉強や運動、学校での生活が無理なくできる体かどうかをみるために行っています。また、みなさんの貴重な成長の記録をします。一年でどれだけ身長が伸びたのか、太りすぎたりやせすぎたりしていないか、自分の年齢にふさわしい成長ができているかなど、これまでの健康診断の記録と比べてみてください。お家の人にも必ず見てもらって、なにか心配なことがあれば、担任の先生や保健室の先生に相談するようにしてください。

※このほかにも学校での健康づくりに関するテーマであれば、キャッチコピーを自由に考えて絵をかいてもかまいません。(自分で考えたキャッチコピーは、絵の中に入れてもいいですが、絵の裏側の応募票などに記入してください)

令和5年度（第52回）文化財保護ポスター募集要領

1 趣旨

私たちの住んでいる神奈川県には、由緒ある建造物、貴重な美術工芸品、民俗芸能、史跡、名勝、天然記念物など様々な文化財が数多く残されています。文化財は私たちの文化や歴史を知る上で大切なものです。文化財を守り、後世に伝えていくためには、次代を担う子どもたちに文化財への関心を高めてもらい、文化財を守る心や豊かな感性を育んでもらうことが重要となります。

このような考えのもと、県内の中学生から文化財保護をテーマにしたポスターを募集し、最優秀作品をポスターにして県内に広く配布・掲示することなどにより、広く文化財保護の普及・啓発を行います。

また、現在、神奈川県教育委員会、鎌倉市では、引き続き、「鎌倉」の世界遺産への登録をめざしており、その価値や魅力などを県民の方々に広くお知らせし、より多くの理解と支援を得るため、「世界遺産登録をめざす鎌倉」をテーマにしたポスターも併せて募集します。

2 主催

神奈川県教育委員会

「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門 共催
鎌倉市

3 応募資格

神奈川県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する生徒

4 応募作品の規定及び応募方法

(1) 部門とテーマ

作品の部門は、「わたしたちの文化財」と「世界遺産登録をめざす鎌倉」の2部門となります。「わたしたちの文化財」部門には2つのテーマがあり、合わせて3つの部門・テーマから応募先を決めてください。

- ① **「わたしたちの文化財」部門**
 - テーマ1『文化財保護』
 - テーマ2『私のまちの文化財』
- ② **「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門**

なお、1人の生徒が各部門・テーマに1作品ずつ応募することはできますが、1作品で両部門（両テーマも含む）に応募することはできません。

また作品はイメージや抽象的なものでも構いませんが、必ず標語を入れてください。「わたしたちの文化財」部門のテーマ1『文化財保護』と「世界遺産登録をめざす鎌倉部門」から選ばれた最優秀作品はポスターとして県内各所に掲示されます。標語は重要な審査対象になりますので、誤字などのないよう、充分注意してください。

人選作品は文化財を周知することを目的として、神奈川県教育委員会文化遺産課のホームページ（以下、「ホームページ」という）に掲載いたします。

①「わたしたちの文化財」部門

■ テーマ1『文化財保護』

（最優秀賞はポスターとして県内各所に掲示されます。）

作品の中には、文化財保護を啓発する作品であることがはっきりとわかるよう、必ず標語を入れてください。

■ テーマ2『私のまちの文化財』（※ 最優秀賞はポスターになりません）

神奈川県内の文化財を題材として、身近な文化財について、自由な発想で描いてください。生徒の居住地や通学先の市町村(県内)に所在する文化財を題材にして、文化財保護を啓発する作品であることがはっきりとわかるよう、必ず標語を入れてください。

★ 標語の例：「文化財保護」、「守ろう文化財」、「ふるさとの文化財」
（なお、標語は自分で考えたもので構いません。）

②「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門

（最優秀賞はポスターとして県内各所に掲示されます。）

作品の中には、「鎌倉」の世界遺産登録を啓発する作品であることがはっきりとわかるよう、必ず標語を入れてください。

★ 標語の例：「世界遺産登録をめざす鎌倉」、「鎌倉を世界遺産へ」
（なお、標語は、自分で考えたもので構いません。）

※ 「鎌倉」の世界遺産登録にあたっては、「武家の古都・鎌倉」のコンセプトにより推進していましたが、平成 25 年に当該コンセプトに基づく世界遺産登録の推薦を取り下げましたので、「武家の古都・鎌倉」は標語に使用しないようご注意ください。

(2) 大きさ

B3判 (36.4cm×51.5cm) または、**四つ切** (38cm×54cm)

※ 作品のポスター化の際、四つ切の作品は端に余白が生じる場合がありますので、御了承ください。

(3) 紙質・色

自由。ただし、空き缶、砂、毛糸など、はがれるおそれのある固形物は貼り付けしないでください。また、額装する場合がありますので、作品の厚さは1mm以内としてください。

(4) 応募方法

様式1「応募用紙」に、学校名、学年、氏名、部門及びテーマ、題材の名称や説明、題材の所在地を必ず明記して、作品の裏面に貼り付けてください。(イメージ作品の場合は、題材の名称、所在地の記入は自由です。) また、氏名には「ふりがな」をふってください。

(5) 応募作品の提出方法

作品は学校ごとに取りまとめていただき、様式2-1～2-3「第52回文化財保護ポスター応募者名簿」を添えて、所定の提出機関(「7 応募作品の提出先」を参照)へ提出してください。

※ 全応募作品のうち、学校から各提出機関に送付いただく作品数は、100作品以内を目安としてください。(100作品を超える作品の提出を希望する場合は、所定の提出機関まで御連絡ください。)

なお、参加賞については全応募作品に対し贈呈します。

(6) 著作権について

制作にあたっては、他の人の写真・絵・映像(イラスト、映画・ドラマ、CG、漫画、雑誌の切り抜き等)などの著作物を無断で引用・利用しないでください。(著作権法で禁止されています。)

※ 他者が制作した著作物(例:雑誌・図鑑等の図書類に掲載されたものを含む写真や図画類)に対して複写や改変を著作権者(例:制作者、出版社など)の同意なく行った場合、応募者に対して事前の通知等なしに審査対象外となることがあります。

【著作権法に抵触する行為の例】

- ・ 他者が作成した絵や写真に対し、制作者に無断でその作品またはそのコピーを切り抜き、自分の作品の中に貼り付ける。
- ・ 他者が考案した漫画等の登場人物の図柄を模写したものを無断で自分の作品の中に描きこむ。
※ 例えば出版物の絵や写真を用いるには、事前に出版社を通じ、その著作物の利用について同意を得る必要があります。

なお、著作権に関する情報は、文化庁のホームページ上で紹介されています。

(アドレス) <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

5 応募締切

令和5年9月6日(水) ※この日までに所定の提出機関に届くようにお願いします。

6 入賞・表彰・展示等

(1) 入賞作品数について

ア「わたしたちの文化財」部門

(ア)テーマ1「文化財保護」

a 最優秀賞 1点 (ポスターとして県内各所に掲示されます。)

(イ)テーマ2「私のまちの文化財」

b 最優秀賞 1点 (※ポスターにはなりません。)

(ウ)部門全体

a 優秀賞 4点

b 入賞 30点

※ 各テーマの応募数により、優秀賞及び入賞の点数を調整することがあります。

イ「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門

(ア)最優秀賞 1点 (ポスターとして県内各所に掲示されます。)

(イ)優秀賞 5点

(ウ)入賞 10点

(2) 入賞・参加賞について

入賞者には、賞状及び副賞を差し上げます。なお、応募者全員に参加賞を差し上げます。

(3) 最優秀賞作品について

「わたしたちの文化財」部門のテーマ1『文化財保護』と「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門から選ばれた最優秀作品は、4色オフセット印刷で印刷し、ポスターとして県内の中学校、社寺、文化施設などに掲示します。

(4) 表彰式典について

令和5年11月3日(祝・金)13時より、次の会場で行います。

地球市民かながわプラザ(あーすぶらざ)2階 プラザホール
横浜市栄区小菅ヶ谷1丁目2-1 (JR根岸線本郷台駅前)

(5) 入賞作品のポスター展について

次の会場にて、入賞作品によるポスター展を開催します。

[令和5年度 文化財保護ポスター展(予定)]

実施期間 令和5年11月6日(月)から12月24日(日)

実施会場 1 大井町生涯学習センター

2 鎌倉駅地下道ギャラリー

3 神奈川県新庁舎

4 神奈川県立近代美術館 葉山(※最優秀賞3作品のみ)

※ 各会場の詳細日程は後日決定し、当課ホームページでお知らせする予定です。

※ 入賞作品は、裏面を厚紙で補強の上展示します。また、額装する場合があります。